

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第五号	
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	
指定の年月日	平成三十年九月二十六日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台五丁目八百七十五番二、八百七十七番二、八百七十六番二、八百七十五番十、八百七十七番七の各一部及び八百七十五番二、八百七十六番二、八百七十七番二の各先</p> <p>埼玉県入間市扇台五丁目八百四十二番一、八百四十二番三、八百四十二番五、八百四十二番六、八百四十二番七、八百四十二番八、八百四十三番三十九、八百四十三番四十八の各一部</p>	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百二十三・九	三十七・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇	六・〇